

特 記 仕 様 書

§ 1. 工事概要

- (1) 工 事 名：令和 7 年度 宍喰公共下水道管渠布設工事（1 工区）
- (2) 工事場所：徳島県海部郡海陽町久保
- (3) 工事目的：当事業は、汚水整備のため久保地内の汚水を取込むものである。

(4) 工事内訳：

管布設工	L=285.38m
0号マンホール	4箇所
1号マンホール	1箇所
小口径マンホール	1箇所
公共柵設置	6箇所
舗装工	302.55m ²

§ 2. 適用範囲

(1) 適用範囲

本仕様書及び「土木請負工事必携」（県土木部監修）、関係諸法規、設計図面、「下水道土木工事必携（案）」（財）下水道新技術推進機構に従って施工するものとする。

(2) 定めなき事項

本仕様書に定めなき事項または、本工事の施工に当り疑義が生じた場合は、本町と協議するものとする。

§ 3. 技術者

- (1) 請負者は、下水道工事に関する技術者として、次のいずれかに該当する者を現場に常駐させるものとする。

①推進工事技士の資格を有する者。

②日本下水道事業団が行う、「第2種技術検定」の合格者。

ただし、現場代理又は、主任技術者が上記下水道の資格を所持した者を選任すること。

§ 4. 一般事項

(1) 現場管理

①工事期間中は安全巡視員を巡回させ、工事地域内全般の監視あるいは連絡を行わせ安全確保に努めなければならない。また、作業員に対し安全教育を徹底し、事故のないよう努めなければならない。

②工事の施工にあたっては、「道路工事保安設置基準」および「道路使用許可」に基づき適切な交通整理を行うものとする。但し、これによりがたい場合は本町と協議するものとする。

③工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会の

上、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を未然に防止しなければならない。

④請負者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに本町に報告するとともに関係機関に連絡し応急処置をとり、請負者の負担により、これを補修しなければならない。

⑤埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、本町に報告し、その措置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

⑥請負者は、工事着手から完了に至る間、沿道地盤並びに家屋・工作物の保全に努めなければならない。これらについては、仮設工に十分配慮してあるが、保全等に問題が生じた時は、請負者の責任において善処すること。

⑦本工事の施工・工程については、十分に検討し工程計画を行い、工事期限内の完成に努めなければならない。

万一、工程に変更あるいは修正が生じた場合は、その都度理由をつけて本町に報告し、その承諾をうけなければならない。

⑧工事施工計画書は、工事施工上必要な計画図・詳細図及びその他細部図面と共に請負者において作成し、本町に提出すること。

⑨使用する各種材料については、土木請負工事必携共通仕様書に定められた試験等を完全に行い承諾を得た後に使用すること。

⑩工事に伴い汚濁水の発生する場合は、公共用水域等の水質汚濁を防止するため、関連法規を遵守し、適切な対策を講じ本町の承諾を得る。

⑪管底高の管理にあたっては、下水道用マンホールスケールを使用すること。

(2) 安全管理

①工事期間中は有能な安全巡視員を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡等、工事地域内全般の監視、あるいは連絡を行わせ安全確保に努めなければならない。なお、共通仮設費には下記項目が含まれる。

- ・工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用「労働安全衛生法」「同衛生規則」「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の関係法令に定められた工事現場内の巡視、保全に関する点検並びに現場内の各作業班との安全に関する連絡等、工事を施工するに当り通常必要とする費用である。
- ・不稼働日の保安等の費用。
- ・安全用品等の費用。
- ・安全委員会等の費用。

②積上げ安全費は、交通整理員 84 人を計上しており、交通整理の配置計画図及び交通整理員の稼働日報を作成し提出する事。また、工事期間中における標識類、防護柵等安全標識、施設類については第三者との協議の結果及び現場条件に応じて実施する事。

なお、交通整理員に要する費用について、変更が生じる場合は、請負者と本町にお

いて協議するものとする。

(3) 残土処分等

①残土

- 1) 本工事で発生する土砂の処分は町担当者と協議し、決定する事。
また、処分報告書として、下記書類を提出し本町の承諾を得なければならない。
- 2) 処分報告書として、以下に掲げる書類を添付して提出すること。
 - ・所在地、面積、経路図（写真を添付）
 - ・処分量
 - ・その他、本町の指示したもの

②残塊

- 1) コンクリート塊・アスファルト塊は、産業廃棄物であり「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、その処理責任は元請業者にある。
- 2) 本工事で発生するコンクリート・アスファルト塊の処分は指定地処分とする。
処分地 (有)西野建材 海部郡海陽町(旧海南町)大里字松原 32-163
また、処分報告書として、下記書類を提出し本町の承諾を得なければならない。
- 3) 処分報告書として、以下に掲げる書類を添付して提出すること。
 - ・処分地の所在地、経路図（写真を添付）
 - ・廃棄物の種類と数量
 - ・処理証明書（マニフェスト等）
 - ・その他、本町の指示したもの

§5. その他

(1) 汚水柵深

設計図面にて、汚水柵位置及び汚水柵深を決定しているが 想定位置, 深さであり
施工事において確認を行い 将来の宅地内排水設備工事時に接続不可能にならない
ようにする。

(2) 舗装復旧

舗装復旧は、仮復旧までとする。

(3) 小口径人孔の鉄蓋は、ロック式とする。(バネ式不可)